兵

「庫県では、

昭和三十五年に財団法人兵庫県がんセンターが設立された。昭和三十七年には県立神戸

第六章 社会や家族の構造変化と社会福祉の展開

第一節 疾病構造の変化

成人病」

対策の推進

防、 を抜 増え続け、 第一位となり、現在に至るまで継続して第一位を占めている。 が して対策が行われるようになった。 対策 がん ん対 いって、 一期発見、 策が県の たが、 我が国では、昭和二十六(一九五一)年に結核に代わって脳卒中など脳血管疾患が死因の第一位となっ 国よりも早く死因の第一位となった。こうした増加傾向はその後も続くことが予測されたため、 昭和五十三年には六八八六人(全死亡の二二・六%)となり、 その後はがん、心疾患などによる死亡も一貫して増加し、 早期診断 保健衛生上の焦眉 ・治療などに関する新たな医学的知見も集積されてきた。 の 特に、 課題となった。 がんによる死亡は年々増加を続け、 一方、 この 兵庫県においても、がんによる死亡者数が年々 間 に医 |療技術が大きく進歩し、 脳血管疾患による死亡(六三九八人) これらの慢性疾患は 国では昭和 五十六年に がんの発生予 「成 人病」 死因 ع

医科



のベータ ŀ ロン

され れた。 圧放 与することを目的として、

また、

がん患者の実態を詳細

に把握し、

が

ん対策の

推進

に寄

昭和三十九年からはがん登録事業が

開

始

た

見 るとともに、 年 É が重視された。 から兵庫県がん が 昭 実施され 和四十六年には、 んによる死亡者数 てい 四 十五年 セン そのため た 財団法人兵庫県がんセンター 昭 ター の増 からは子宮が 和 Ó 加が が中心となって胃がん検診、 四十二年 取組としては、 進む中で、 んゼ 以降も胃が ロ対策事業が開始され、 がん対策として、 国による検診事業の制度化よりも以前に ん検診を更に普及させるために が県に移管されて兵庫県立病院がんセ 四十年か 胃がんと子宮がんについ 子宮がんの検診車の らは各市 那医 集団 師会 一検診車 の 整備 県独自に、 協力による子宮が ては検診による早 ンターとして新た なども行われ 0) 導 入が 昭 進 和三十七 るめ -期発 られ ん検

が に 発足し、 6 の 予 防 が に 関する教育 んに対する高度な医療: 啓蒙活動 に加 体制 えて、 の整備が 胃がん、 が 図 られ た。 子宮がんの早期発見の あわせて、 新たに兵庫県 ため Ó 集団 対が 検診 ん協会が設立され、 0 ょ り 層 0

成 人病セン さらに、 タ が 1 ん以外 0 建設 の 脳卒中、 に向けた調査が昭和四十六年から開始された。 心臓 病などの 慢性疾患にも対応することができる医療体制を確立するため、

拡

充が進められた。

大学附属病院構内に兵庫県がんセ

ンター

-附属

(神戸

, 市生田

区

(現

-央区)、

現県立がんセンタ

ĺ

明

石市)

が開設な

され、 病院

我

が

国

0

超

射線治療装置ベー

タトロ

ンやX線テレ

ビ透視診断

1装置

が 初

をを 備いる

昭

管理だけでは十分に対応することができず、 ことか が 発症や 健康 b これ 先 進 É に述べ 行に大きく 分かるように、 0 疾患 たとおり、 は当 影響することが知られ 蒔 食生活 疾病構造が変化し、 成人病」 運 動 とい 休 わ 早期発見・早期治療を重 て 養 'n (V が て 喫 る。 61 煙 ん たが、 この 脳 飲酒 ため、 Ш. **监管疾患、** 現在 などをはじめとする長年 従来行 は 「生活習慣病」 心疾患などの慢性疾患が 一視するとともに、 わ れ て 61 た疾 ح 呼 病 に ば わ 日常生活を見直 0 治 たる日常生活 れるよう 療 増加 を中心と ĸ してきた。 なっ 習慣 た

疾

病

の 予

防

を図るため

の

新

L

11

健

康管理

が

求

めら

ħ

るように

なっ

た

標とされた。 L 子 こでは、 健 7 こうしたことか 健 康 康管理 丰 各種 帳 操診 その一つとして、出産前後の母胎 に 0 活 概念を発展させて、 ら兵 用 0 す 有 るた、 庫 機的 凛 な連 では め 0 新 携を図るとともに、 昭 L 和 乳幼児期だけでなく、 四 13 健 + 康手 Ŧī. 年 帳 に の管理と乳幼児期の発育を管理するために活用されてい 健 新 康 将来的に L 力 61 健 1 生涯に ŀ" 康管 などの は全県民を対象とする健康管 理 方式 わたる様々な検診などの 在り方に に つ 11 つ て 61 0 て検討が 開 発 研 究 なされ 情報をシステム化 玾 が 開 体 始さ 制 0 構築が れ る「母 目

和 四十六年 ゕ らは 柏か 原は 母子健康手帳 町 編 が て、 ここでは健 (現丹波・ 進 め 成 コ 5 人 市 編 れ ピ 康管理 るなど、 ユ 0 に 1 お タ 種 61 に必要が 1 0 て、 住 健 に 民 ょ 康 健 な基 康手 0 つ 丰 協 て 帳 金礎資料 力を得る 帳を用 情 が 新 報 管 た を収 な 理 に 13 が を行う た健 作 ら有効 成 集するとともに 康管 É ことを れ な健 て住 理 の モデ Ħ 康 民 管 K 標 ル 理 配 に 事業が 方式 乳幼 健 布 康 さ 児 に れ 力 開始 1 た。 編 つ 11 ۴ され 学 7 あ 0 校 検 開 わ

た 期



写真 171 された。

発 せ



集団検診車「あかつき2号」

設立されるなど、

健康増進の

ため

の

取

組が

展開されて

l)

0)

健

康状

が態を

护

握

は県内に健康増進車、

集団検診車が配置され、

各地域に健康増設

進セ 和

ンタ 十二 増進

ĺ

が

めるために、

昭

和 四

五十年

から誕生日健康診査も開始された。

昭 0 健康

Ŧī.

年に

らは、

県内

の

市

·町で実施され

た

これらの

地区では住

さら

に 民

に昭和四

干九

年か を進

このモデル事業は翌年には氷上郡全体に拡大され、

写真 172 するために県独自に大規模な健康調査を実施した。 また、 昭 和 Ŧī. 昭和 十四四 年に 五十年からは兵庫県医師会に委託して県内一○地区に県民健康 は 県保健環境部 に 健 康課を新設 県民

るようになっ 施策は、 た 疾病の発生予防 大学が開設され、 健康増進を目的とするい 県民が健康な生活を送るために必要な知識の普及向 わゆる 「一次予防」 を重視してい る点に大き 上が行

われ

な特徴がある。

昭和五十三年から始まっ

た国

の国民健康づくり対策に先んじるものだった。

らの

公害に関する健康調査事業 0) 推 進

性中毒であるとの見解を示した。この見解が発表されてから、全国各地でカドミウムによる汚染が問題とな カドミウム 昭 害を来たすイタイイタイ病 和四十三年、 厚生省 (現厚生労働省) の原 因 が、 は、 上 流 の 富 鉱 山 Щ 県神通川 から の 排 流域で多発してい 水に含まれるカドミウ た骨軟 ムに 化症 による慢 一や腎障 市

Ш

兵庫県

50

地

た。

康 か 副 n となっ 調 産 て 兵 物 庫 査 (V 特 県 た 別 に 診 て生じ とが お 査 このため、 61 委員会を設 7 圳 るカドミウムが \$ 明 昭 L 和 た。 県衛 几 置 + ま して、 た、 生 四 部 年 長年に 一三〇〇年 に、 で 周辺 は 太子 昭 住 わ 和四十六年に神戸 虰 民 た を対象とする つ に 0 7 あ 歴 排出され、 つ 史を持 た東京芝浦電気太子分 っ 健 大学医学部教授 生 市 康 野 調 Ш 鉱 査 山 円 を 開 Ш 生野の 始 Ш した。 流 I. 町 の喜多村正 場 域 が 現 0 朝 汚染 排 来 水 市) され 中 次を委員長とす ic で カド 7 b -ミウ 亜 とが 鉛 4 精 が 含ま 明 錬 健 0

中 で 尿 中 昭 カドミウム 力 和 ドミウ 13 几 ず + れも基 圥 濃 ム濃 年 に 度を測 準 実施 度は 値 定し 以下 基準 され であ た太 た。 値 以 下 子 平 つ 前 た。 均 で あ 濃 0 住 度 同 り、 民健 が 年、 腎障害は 高 生野 康 か 調 つ 鉱 査 た 認 兀 Ш で は 町 周 め 辺 5 高 地 れ Ti. 域 濃度 な 地 Ć 区 か Ŕ |を要 つ 0 た。 力 ドミウム汚染米 九 健 また、 町 康 Ŧi. 調 四 杳 地 井 地 域 戸 域 水 に指 0 住民一 中 が 発 0 定 見さ 各種 į 万二七九人 重 れ 環境庁 金 た家 属 0 族 分析 現 0 でも 尿

0

定

め

る

力

۴

・ミウ 第三

、ム環境で

汚

1染暫定

対策要

領

0

健

康

調

査

準じて第

次~

次

人検診が

実施され

た。

そ

0

は

一準越すカドミウム検出 など流域 区の尿検査 流域住民からのカドミウ ム検出を報じる新聞 (神戸新聞 昭和46(1971)年 꽞 認 方式 境省) 人 は 几 め に

写真 173

7月9日) た 者 を対 腎臓 +四 5 十八年に、 象とす 七 n 年 な 0 尿 以 か んる調 降 細管障害 つ たが b 健 経 査 康 過 そ が疑 井 調査特別診査委員会は、 観 察者 戸 0 水 後 わ れ 0 0 0 検査 追 追 跡 跡 イ などが 調 調 タ 査 1 査 ィ が タイ 行 毎 前 车 年 わ 病特 継 れ カドミウ 0 未 ることに 受診者 有 Ē 0 実施 Ĺ 骨 中 な 所 され 毒 つ 見

ゥ 後

Ĺ E

の土壌汚染対策に

0

ては第四章第二

一節四

「土壌汚染対

策

参

照

つながる変化はみら

ħ

な

が、

の

の 住

住

民がカドミウムの

の異常曝

。露を受けてきたことは事実であり、

継続

して科学

的

な調 1

查 61

を

行

つ

7 地 地

域 域

民

の

健

康管理

に

万全を期

ずべ

きとの見解を発表してい

る

(カ

۴

認

め

光 痛

化学

み

な

校

都

な

光化学スモッグ予報、注意報発令回数、 表34 被害届出人数

ス

モ

ッ

K

0

か

に

健

所

光化

測定

に

改定 を策

n 光化学 ず、 スモッグ 昭 和 区分 予報回数 注意報回数 被害届出人数 井戸 四十八年からは多田 昭和46年度 4 どを 水のカドミウム濃度も全て基準値以下であっ 47 19 430 44 昭 48 45 23 989 和 訴 几 49 33 19 4,373 十五 えて病院 62 50 27 11 51 17 3 0 年 52 16 4 112 七月、 鉱 53 2 に 14 0 屲 搬送された。 54 3 1 0 [があ 東京都 (『環境行政のあゆみ ひょうごの20年』 て作成) を参照し った猪名 定し、 学 工. 開 た。 部 L 生 スモッグと呼ばれるようになった。 の 徒に 始さ [を中 場 た。 県では、 $\dot{\Phi}$ 0 その 学 • 翌 四 ば これ も光化学ス れ 心 Ш グ 詽 に 61 高等学校 原因として高濃度の光化学オキシ 全国 煙 十七 昭和四十六年に 銀 高 に 排 ょ Щ 濃 よる被害 度時 车 |各地で光化学ス 周 出 つ には モ 辺 て県内各地で光化学オキシダ 量 に 地 削 ッ に な グ 域でも調査が実施されたが、 減 は 「光化学スモ が 61 などが実施されるようになった。 光化学スモッグ予報や注意報が発令されて、 届出を受けた場合は、 て、 原因 「光化学スモッ 兀 モ [と疑 三人 ッ ッグ緊急時 グ その後、 われ の 0 発生が 生 る症状 グ防 徒 ダ 同 が 報告されるように がみ ン 呼 年に宝塚 ン 対策実施 止対策暫定要 速や } ト 吸 濃度 健康障害 られるなど、 が 木 疑 難 市 要領」 0 わ ゃ 関係保証 また、 常 目 れ の 領 中学 は 時 0

今

内 人 市 0 で 町 被 の 光化学 害 に お 届 出 c J スモ て被害者の が あ ツ つ グ た による健 が、 救急体制を確保 五. 十二 康被害 年 に は 一一二人の 昭 Ļ 和 被害状 四十七年五 届 沢の 出 が 調査及び指導を実施する体制 月に尼崎 あ つ て以降 市で初めて発生し、 は 平成十一(一 を構築した。 九九九) 四十九年 年 に ·まで届· は なお 四三七三 出 県 は

な

か

つ

た

伞

成

应

年以降届出なし)。

などの 13 0 西 調 症状 [宮市、 査 自動 たことなどの 専門 車 検査 の 訴 委員会を設置 民 昭 では差が えが多く、 屋市と共同 和 0 健 四十 問 康 問題点が なに及ぼ 年代 認 めら 日常生 で ___ L か 指 ~ら全国 す 年間 摘 れ 県 影響が 活 さ な 内 ħ 上の か にわたっ でも特に交通量 的 つ 7 懸念されるようになってきた。 に 障害、 た。 11 自 る 動 、て実施、 ただ 車 睡 が急増し、 L 眠 が害なども認めら した。 0 多い 対象数が少なか 調 国 それ 査の 道 四三 に伴 結果、 号 つ れ って自動車 沿線に 県では、 道路 たが、 たこと、 に 居住する住民 近い 肺機 昭 排 健 康影響 地区では眼、 和 出 能 四 ガ + ス、 尿 九年 0 0 騒 調 血 健 音 に 査 液 康 耳 自 項 調 振 鼻咽 動 目 頭 査 髪 動 車 が を -公害 などが 限 中 喉 尼 鉛 5 崎 健 濃度 呼 n 市 吸 康 住 て

康 影響調査、 また、 昭 和 有害物質 四十九~ 健 Ŧī. 干 康影響調 年に は環境庁委託 査 新幹線 鉄道 事業として、 一騒音健 康 影 玉 響調 道 四 查 号 が 実施され 沿 線 0 住民を対 象に 自動 車 沿 道 住 民健

す á L 玉 か 道 L しなが 几 一号線 5 これ 訴 訟 以 降 とつなが b 首 動 車 っ て 公害 (V は < 引き続き、 国 道四 一号線訴訟 沿道 住 民 に 0 が、 e J ては、 玉 と阪 第四章第 神高 速道)路 節 七の 公団 を被 阪 神 告と 蕳 に お 7 ける自 提

動

車

公害問

題

参

は、 査が実施された。 健康影響 航空機騒音 康影響 航空機排出ガスを主体とする大気汚染との関係について、 昭 か にするため、 和四十九年に、 その中で、 空港周辺地域において鼻出血が多いことが示されたが、 環境庁委託事業として、 大阪国際空港周辺地域に 中学生の聴力、 お いて、 部相関が高い 航空機騒音による健康影響の実態を明ら 母子の健康、 ものもあるが、 学童 昭和 五十 0) 体 袼 疫学的及び臨 一年に環境庁 に関 す る調

三 難病・障害者 (児) 等に対する施策

床医学的検査所見から統合して明らかな関係は見いだせなかったと報告した。

が支払われることになった。 で賄うことにより、 費公費負担制度国に先駆けた医療 び 昭 医 和四十七年には、 小児ぜんそくで入院中の十八歳未満の患者全員について、 一療費の 無料化が実施された。 兵庫県独自の難病、 また、 予防接種事故の被害者に対しては弔慰金と見舞金 特定疾患対策として、 医療費の自己負担分を公費 慢性腎炎、 ネフロ 1 ゼ及

療機関 昭 『和四十八年八月から、こうした兵庫県独自の医療費公費負担制度の対象が大幅に拡充され、 の協力を得て、 難病、 重度心身障害者・児、 老人、乳児に対して、 以下のとおり医療費の無料化が実 市町及び医

(一) スモン、ベーチェット等の難病六疾患について全員

施され

=サルコイドー 一二の小児特定疾患入院患者 シ ス、 劇性 肝炎等、 難病とみられる一四疾病の入院患者 なっ

平

成

八年

に

同

無料化、65歳に引き

病入院者や乳児も対象

云

歳未 十八

満

の乳児医療費の自己負担

額 が

が

件五〇〇〇

円を超える

写真 174 「県独自の医療費無料化」を報じる新 (神戸新聞 昭和 48 (1973) 年 2 月 16日)

昭

和

四十九年には、

老人医療費の無料化拡大に当たり、

財

政

力の

弱

61

市

に

対

しては三分の二

の

助

成が

行われるようになり、

乳児医療

療費は全額公費負

担 町

な

つ

た

障害者 こうした 児が必要な医療を受ける上で極めて重要な制度であり、 連 0 医 療費公費負 钼 制 度は、 高齢者、 乳児、 難 病 患者、 に

生まれない運動 する優生保護法が成立し、 玉 で

実 施 さ た点 で 画 期 的 なも は のであっ 昭 和 十三年 に 議 員立法 に により

13 ままに不 妊 手 術 が 行 わ れ たとされ 7 (J る

法が改正されて母体保護法となるまでに全国で約一万六○○○人が本人の同意を得

障害や

精神疾患などを理

由とした不妊

手 止

術

が

行

わ

ħ

るように

不

良

な子

孫

0

出

生を防っ

すること」

を

Ē

的

先駆

けて

重

蔑

心

策 喜び 兵 を奪 が 庫 開始されることになった。 県 で わ れ は たこどもたち」 昭 和 几 + 车 に に 重 胸 度 この を痛 心 身 施策は都道府県単位では全国に先駆けて実施されたとされ、 障 め たことを契機として、 害児施設を訪 間 L た 知 几 事 \mp が 年より 笑うことも、 一不幸な子どもの は 11 まわることも忘 生 すま れ 般 な 的 61 れ 施 な

四 重度心身障害者 児に つ 61

14年間の第一般記され

五

六十五

歳

议

上の

老人医

療

0

無料化を二

一年計!

画で実現することとし、

昭

和

四

年度

は、

医

療

費自己負

担

額

件

Ħ.

〇〇〇円を超える

ては年齢を問 わず全員

439

 $\stackrel{\frown}{=}$

普及啓発に加えて、 婚姻期、 妊娠期、 周産期、 乳幼児期の四段階に分けて、 検診制度の拡充等によって妊婦

と乳幼児の管理体制の確立が図られた。

この施策では「不幸な子ども」を次のように定義している。

生まれてくることを誰からも希望されない児(人工妊娠中絶対象児

=不幸な状態を背負った児 (遺伝性疾患をもつ児、 精神障害児、 身体障害児

生まれてくることを希望されながら不幸にして周産期に死亡する児

(流・死産児、

新生児死亡、

(四)社会的にめぐまれない児(保育に欠ける児)

の — 向 上や設備 この施策の背景には出生前から母体と胎児を保護するという考え方があり、 貫した診療を行うために、 の充実等も進められた。 県内の主な医療機関に新生児センターを設置し、 妊娠、 保健所における検査技術 分娩から新生児期まで

用 よって健全な子どもに育成することが重視された。そのため、医療機関の協力を得て、各種の とを未然に予防し、 か 本人が遺伝性の精神障害にかかっている場合に加え、昭和四十二年度からは本人が遺伝性でない精神障害に ï かってい 特に、 疾患等を持つ子どもの生まれる可能性がある妊婦を早期に把握して、 妊婦健康診査の結果を母子健康手帳に確実に記入し、羊水検査の希望者には費用の一 遺伝性疾患等を持つ子どもの出生を予防するため、 るものにも優生保護法第一二条による優生手術を行う際の費用を公費で負担することとした。 生まれてきた子どもに対しても、 異常を早期に発見し、適切な指導と治療を行うことに 遺伝に関する相談や啓発指導を行うとともに、 そうした子どもが生まれてくるこ 部が助 届出 成される 制 殿を利

ことになった。 医 公療費の 健康管理によって異常が発見された場合は、 担 も行わ ħ た。 十分な医療を受けられるよう、 医療体制 0 確立

P

公費負

室 13 対 ŋ 生まれない対策室」と医務課母子衛生係を合体して母子保健課が新設され、 する社会の 施策として、 抵 昭 抗 が 和 設置されるなど、 が表明され、 几 + Ħ. 関 年五 母子保健推進や小児慢性疾患対策などが進められることになった。 心が 月に 反対運 高 は県立こども病院 まる中で、 施策を推進するために体制の 動が展開された。 「大阪青い芝の会」をはじめとする障害者団 が開 院 Ļ 同 強化が図られた。 [年八月に県衛生部 昭 に 和四十九年には 「不幸な子ども より総合的な母と子の 体 か らは 方で、 この の生 「不幸な子どもの 障害者 施 主まれ 策 に 対 健 0 な す 権 康 61 る強 づく 対 利 策 に

手 遺 5 術 伝 0) 当 蒔 が 性疾患をもつ児や 機 実施されていたことは、 関 は 委任事務として各都道府県にお 玉 に お ιJ て優生保護法により全国的に優生保護施策が推進され、 精神 身体障害児を 不適切であったと言わざるを得な e J て行 「不幸な子ども」 われ てい た。 としてい しか 61 しながら、 たことや、 そうした時代背景を考慮し 同法に基づく不妊手術 精神障害者等に対する優生 は ても、 国 か

四 感染症 食品 衛生 対策

に 基づいて実施されていた。 る法律 我 が 玉 に (感染症法) お ける感染 が制定されるまで、 症 対 策は、 平 成十年に 伝染病予防法 に感染症 温の予防 (明治三十 及び 感染症の患者 (一八九七) 年制定、平 に 対 する |成十一 医 療 年廃 に 関 止

急性灰 白髄炎
110070
_
_
_
_
_
1
_
_
1
_
_
_

定め

られ、 (昭和

法定伝染病

と同

様

に 扱 0

わ

れ

兵

庫

県

に

お

ける昭和

几

干二

年

法定

・指定伝

染病

0

届

熱 た

五十一

年指定)

は ij

厚生大臣によって指定伝染病

表35 注意, 指定存选症居用粉

昭和42~54年に兵庫県で届出があったもののみを記載

(『衛生統計年報』 『保健統計年報』より作成)

届 医 師

け

出

なけ

ればならず、

その後に患者

0

隔

離

強制

がこれらの

疾患を診断

した場合は直ちに保健所長に

消

毒

などが行

わ

ることに

な

っ

61

た

(法定伝染

病)。 ラ

急性灰白

髄

炎 れ

(ポ

オ

(昭

和 て

三十四年指定)、

ッ

サ ま

流行 時 几 減 五. 出 + 入 数 少 に 流 んは赤 性 九 傾 猩紅熱 脳 行 5 向 痢 がみ Á. 脊 で 髄 + あ 七六四人、 膜 られる疾患もあった。 车 兀 つ 人、 ĸ 炎四人であった。 た は が 猩 腸チフス三〇人、パラチフス五人、 Ė 紅 昭 |本脳 熱患者 和 几 炎 干 七~ 0 その後は全体としては 届 急性! 匹 应 出 人 Ŧ が 灰 増 凣 白髄 ジフテリア 加するなど、 年 炎は は 赤 昭 痢 姮 和

几

+

七年、

五.

十年に一人ずつ届出

が

あ

つ

たが

そ

の

後

炎 瘡 この 法 発疹チフス、 律 ス ١ で は 日 本 コ 猩紅熱、 脳 炎 ラ、 0 赤 ジフテリア、 痢 種 腸チフス、パラチフス 類 Ó 伝 公染病に 流行 性脳 つい 脊髄 て、

膜

痘を

人口10万対 500 400 300 兵庫県 200 100 47 48 49 50 51 52 53 54年 昭和 42 43 44 45 46 結核罹患率(人口10万対)の年次推移 図 75 (『兵庫の結核統計』より作成) 0 軟 伝 6 ツ 0 伝届染出 染 届 性 れ ッソ =病 ガ 出 下げ 7 病 に指 種 疳が L b 61 義 を た シ 狂 伝 定 届 務 鼠 病 (この z 犬 染 づ 径 出 れ 病 病 づけら た)。 伝染病として、 フ IJ ź 予 イ ン 炭な ち 防 ħ ラ パ 疽ゃ 法 ま ij 7 肉 急性 た で 61 芽 ア は 伝 た 症 腫 灰 染 性 白 0 法 病 診 性 黄 髄 届 定 下 子 断 熱 炎 出 痢 防 L (ポ や た医 指 法 П 症 IJ 帰 定 結 室 オ 師 百 伝 熱 核予 成 染 \mathbb{H} に は 咳、 + 再 よる保健 病 防 前 帰 述 0 法 年 熱)、 麻は 0 ほ 廃 7 لح 疹が か 币 急 お 所 九 に ŋ 性 年 破 に 昭 0 灰 廃 傷 イ ょ 和 H 币 届 る 風 ン 髄 出 梅 フ に が 炎 辺 ル 7 義務 ょ 年 ラ 工 (# る に IJ 淋 ン

IJ

才 け

ザ、 ア、

指

定

付

結

病

発

生

L

7

61

な

61

を定め 0 た。 届 罹 重 生 食品 患 出 結 対 点監 県 数 核 で は 0 Ŧī. は 年 視を基本方針とし 届 食品 飲 1 に 出 食 食品 よる 数 K Þ 0) は 添 よっ 増 収 法 に 加 律 比 去 減 昭 て生 物 検 は べ に 和 0 査 基 7 大 几 他 じる き て 0 十 二 づ に \bigcirc 強 き 61 健 県 食品 〇以 化 が 年 食器、 康 民 は 被 衛生 ② 食 0 イ \vdash 害 高 食 容器、 ン 万七一七一 対 生活 0 品 フ か 発 策 ル 添 つ 生 包装 た。 が 加 0 工 安全 を 進 物 ン 防 ザ そ め 取 など 人 5 を 止 0 締 す 後 罹 れ 確 に 麻 ŋ Ź 0 保 疹 つ 患率 た 強 す は 届 61 化 る て め 年 出 は た 衛 に 間 数 人 П 3各 め 生 罹患率 上 昭 種 昭 和 0 万 製造 和 基 (対三八 人を超り 十二 は 几 準 年 + が 定 年 々 Ŧī. 七:二) 集団 える 低 年 100 め 度 5 食品 下 給 か れ 届 で た 食 6 出 衛 食品 あ 施 規 0 生 設 制 あ そ ŋ 法 衛 0 0 つ が 生 放 た 他 全 仕 制 監 出 象 年 玉 0 定さ 平 L 視 と が 疾 屋等 要綱 な 匆 患 均 れ つ 61 0 0

					表36	食	中毒	事件	・思え	者数	死亡	- 者数	文					
病因物質(主要なも						のの	み)											
区分	総数			サルモネラ 菌属		ぶどう球菌		腸炎 ビブリオ			病原大腸菌			動物性自然毒				
	件	患	死	件	患	死	件	患	死	件	患	死	件	患	死	件	患	死
	数	者	者	数	者	者	数	者	者	数	者	者	数	者	者	数	者	者
昭和42年	97	1,781	27	2	33		8	67					15	1,150		38	55	23
43	66	2,246	7	3	98		6	142		13	287					9	16	6
44	87	2,238		4	121		6	117		26	647		2	25		6	9	3
45	76	1,697	2	10	416		9	90		25	841					4	5	2
46	62	1,876	3	7	188	1	12	167		12	445		1	37		2	4	1
47	68	2,339	2	6	284		10	350		20	650					4	10	2
48	65	1,416	2	7	350		9	358		9	190		2	26		8	10	2
49	63	877	3	7	151		8	116		17	303		1	6		15	40	3
50	58	902	6	5	232		8	202		16	165					7	9	5
51	39	828	3	7	170		8	97		6	310					2	3	ĺ
52	51	1,262	1	9	408		11	155		7	441					4	8	1
53	38	706	2	6	10		6	54		14	529					2	2	2
54	54	1 224		4	23		11	589		15	360		2	30		2	5	ĺ

(『衛生統計年報』 『保健統計年報』 より作成)

てい

た食品中のポリ塩化ビフェニル

(PCB) など 一時問題となっ

急

病

による汚染の調査を行った。

品衛生監視員を毎年増員したほ

か、

当

食品等の残留抗生物質の検査を実施した。また、食

検として、

米の成分規格試験、食品残留農薬や乳肉

査を強化したほか、

衛生監視の強化、

具体的には、

増加しつつあった食品営業施設

食品等の収去による添加物等の検

環境汚染等による食品の安全点

また、 ぶどう球菌が多く、 が、 るものであった。その後は年による増減がみられる 原大腸菌が最も多かったが、死亡の多くはふぐによ 者数一七八一人、 食中毒の発生状況は、 原因としては腸炎ビブリオ、 昭和四十三年以降に食中毒による死者が一〇 死者二七人) 病原大腸菌は少なくなっている。 昭和四十二年に九七件 であり、 サルモネラ菌 患者数では

属

人を超えた年はない。

^

の

Ŧi. 医 **|療対策**

兵

の整備 監療施設 じて県立病院が開設されたほ か、

森永ヒ素ミル ク中毒 事件

的に発生し、 方を中心として、乳幼児に原因不明の病気が集団 和三十年六月頃から八月頃に、 その症状 状がヒ素中毒症に類似し 近畿、 中 7 玉 e J 地

乳業徳島工 ることが報告された。 場が製造した缶入り粉ミルクに多量 同年八月、 厚生省は、 森永 0

61

だことによるヒ素中毒症であると発表した。 ヒ素を含む有害物質が混入しており、 それを飲ん 被害

者数は約一万三〇〇〇人に上り、 大規模な食中毒事件と そのうち一三〇

国第三位であり、 なった。 人以上が死亡するという、 兵庫県における被害者は このうち一五人は死亡した。 四 五〇人と全

> 丸山博によって行われた検診の結果、 その後、 昭和四十六年に大阪大学医学部教授の

どがみられることが明らかとなった。 素中毒の後遺症として、 身体障害、

精神疾

患な

被害者に

は

兵庫県に

ヒ

害児検診委員会を設置して、 ても、 昭 和四十七年から森永ヒ素ミル 検診が実施された。 ク中毒

和四十八年に、被害者、 によって確認書が締結され、 厚生省、 被害者に対 森永乳業の

話合い

昭

立されて、 て恒久的な救済を図ることで合意した。 基づいて、 現在まで事業が継続されてい 昭和四十九年に 「ひかり協会」 この 合意

る

に

庫 原に おける医療施設 は、 昭 和 初 期 から県内各地 にお 1 てそれ ぞれ の地域 の医 療 1 ズ に 応

国

市町立などの公的病院、

民間立

病院の整備

が

進

め

6

ħ

		=r' → bl. vv	病尿	· 卡数	開設時期	
	施設名	所在地※	(一般)	(伝染病)		
	尼崎病院	尼崎市	498		昭和11年10月	
	塚口病院	尼崎市	400	60	昭和28年10月	
	西宮病院	西宮市	400		昭和11年1月	
	加古川病院	加古川市	400		昭和11年6月	
県立病院	淡路病院	洲本市	374	45	昭和31年4月	
	光風病院	神戸市北区	633		昭和12年6月	
	柏原病院	柏原町	353		昭和28年4月	
	こども病院	神戸市須磨区	300		昭和45年4月	
	がんセンター	神戸市生田区	120		昭和46年4月	
	のじぎく療育 センター	神戸市垂水区	220		昭和33年10月	
肢体 不自由児 施設等	北兵庫のじぎく 療育センター ※※	和田山町	55		昭和43年7月	
ル以子	玉津福祉センター 附属中央病院 ※※	神戸市垂水区	190		昭和44年10月	

対八四

から、

五十四年に

床

同

九五〇 四・九

.

<u>H</u>.

となり、

この

間 は

に 四四

大きな増 万八八

加 几 方

は、

昭和四十二年の三万七五八四床

人口

__ O

歯科診療所一七九九となった。

病院病床数

甩立築病院一覧(昭和5/年/日1日租在)

※所在地名は当時

増加した。

また、

診療機能の充実などによって総

※※運営委託

(『保健環境部行政概要』を参照して作成)

歯科診療所一三四二であったが、年々増加して、

.年には病院二九九(一般病院二六八、精神病

伝染病院

結核病院

四、

般診療所三三六五

院二五、 五十四·

伝染病院二、

結核病院四)、

般診療所三八

がみられた。

(二八五九床) であったが、 〔四○四八床〕となり、この間 そのうち県立等病院は、 五十四年には一二病院 昭和四十二年は八病院 に四四 病院 (一一八九床)

合病院化が進められ、 で良質な医療を提供し、 地 域 県民が安心して受診する の中核病院として高度

きた。 二年には病院二六八 その結果、 県内の 医療施設数は、 昭 和 几

(一般病院二二五、精神病院二八、



会問 など、 題化 小 L $\dot{\overline{H}}$ 救急医 皃 月 交通 病院 方 神 昭 療 に 事 声 故 次 体 和 市 61 几 制 が 中 で全国 + 増 央区 0 拡 Ŧī. 加 年 に 充 傾 移 に が 向 で二番 転 は 図 に あ 5 が 小 れ つ 目 開 児医 に たこと 設 県立こども さ 療 ñ に か 特化 た 5 同 昭 した高度 病 病院 和 院 四 神 は + 専門 周 芦 産 市 年 期 須 病院 に 磨 は 区。 とし 被害 小 児 平 者 医 成 療 を 救 玉 0 丰 総 7 護

す ょ が 基

るため

Ó

| 救急病

院 が

0

増

設

る 開 幹

「交通

)戦

争

社 救 療 け 療

設置

されるなど、

設備

0

度化

図 を

5

ñ

るとともに、

病院

に

新

生

児

セ

ン

0

設 臓

置 力

進 1

め

b ル 塚

た

さら

県内

に

る救

急

医 高

療

体

制 が

強化するため

県立 県立

病院

だけ

で

なく、

姫 タ

路

字

病 \$

院等

域

0

病院

b たほ

|救急|

医 お 医

施

設

を整 示医

備するととも

師

会 に、

協

力を得て県内各地

に

休

 \mathbf{H}

夜間 赤十

救急

療

ン 地 れ

タ

1

設

さ

れ に

か、

(急告)

療機

関

0

助

成 に

医 医

師

0

研 0

修

等

\$

実施され

た。

また、

当

蒔

は

自

動 医

車

0 セ 0

急

増

四

十九年に

県立塚

 \Box

病院とし

て独立)

ح

加

古

፲፲

病 な

院

0

増

改築

が

行

わ

れ

県

立

尼 干

崎

病院 年

に 1

心

テ

テ

装置

が

ことのできる病院としての

)役割.

を担うことに

つ

た。

具体的

に

は

昭

和

几

に

は

県立

尼崎

病院

П

分院

門 合施 L が 術 ン た。 病 タ W 0 実施 院 設として、 1 セ さら 0 0 ン 整備 など、 建 タ 設 1 \$ に が 先進 県 進 向 昭 小 兇 め け 和 に 5 移管さ 的 B た 几 ń 調 + な 査 七 取 産 れ 年 が 組 期 開 か 7 が 0 新 進 始され 母 5 子 たに めら は 循 うれた。 の — 兵 るなど、 環 器 庫 体とな 疾患 県立 また、 病 疾病構造の を 主 0 院 な た治 昭 が 対 和 W 象 セ 几 療 変化 とす + ン 0 タ 六 推 年に に対 る 1 進 循 応 環 は \mathbf{H} L 7 兵 帰 た専 発足 庫 病 ŋ 県

が 設 また、 置 され 東洋 翌年 医学 o) に は 調査研究と東西医学の交流の 東洋医学研究所として独立 場として、 Ļ 附属診療 昭 所 和 É 五十一 崩 開設され 年に 県立尼崎 て鍼灸治療などが 病院に東洋医学研 実施 され 究室 るよ

うに な つ た (診 療所は平 ·成二十七年に廃止)。

会等の を目的 **の** 献血思想 普及 組織 とし て、 づくりを進めるとともに、 L 医 |学の進歩や交通事故 た状況下で輸 昭 和 三十九年に 血 用 県 0) に 血 の多発等によって手術数が増加 献 液を確保するため、 採 血 血 推進協議会を設置 機 関 の 整備拡充が図ら 献 血 思 各市 想 れた。 L 0) 町 普及を図 ^ 血 0) 液需要が 献 血 り、 推 進 協 献 年々増大してい 議会 血 制 度 0 を推 設 置 進 P た。 すること 献 血 こう 友 の

機関 ?は昭和四十一年までに五カ所設置されてい 新設、 営指導、 た、 従来から行 移 動 移 動 採 採 Ш. わ ſЩ. 車 れてい 車 0 購 Þ Ш. 入等に対 たが、 た保存血 液 運 搬 パする助 車 四 「十二年には兵庫県姫路赤十 液 0 購 成が 新 入などに対する助 鮮 ~行 Ш. わ 0 輸 ñ Ш. た。 だけでなく、 そ 成が の 後 字血 毎 も採 年 液 血 行 血 液 わ 機 セ 成分製剤 関 ン れ タ 1 0

運

0

ま

採血

昭 数 七二三団体、 は 和 献 四四 四 ĺП. 十六 九万人となった。 組 織 の育成が 年度末に 会員数は五三万六七四四人であった。 強化として、 は全市 その後も設置 町 に 設置 市 町 され 単 が 位 進め た。 0 献 5 献 Щ れ、 血 推 友 進 (の会は 昭 協 和 議会の Ŧī. + 八二 四 設置 年 九団 度の が進 組 体 め 織 5 数は 会員 れ



0

輸

Ш

が増大してきたため、

それに対応できる体制

の整備

が進め

られ

医療従事 あ 確保 必要不可欠である。 医 療 体制 の整備を進める上で、 特に、 兵庫県ではへき地を抱えていることから、 医師・ 看護婦 \pm をはじめとする医療従事者を確保することは き地診療 所を運営する

ため 費を負担して入学させた。 庫 制 医 度 医 一科大学の É が創設された。 師 b 0 確 医 保 療従事者の安定的な確保 建設費、 につ ζý また、 て は 運営費の一 昭 き地 和 四十 部を負担するなど、 0 医 四年 が大きな課題であっ 師 を確保するため に不足してい 資金面 る保健 Ŕ た 昭和 での 所 0 施策とともに、 医 四十七年に 師を確保するため 開設され

兵庫

県が推薦する学生の

た自治医科大学及び兵

Ó

公衆衛生医

|修学資金



写真 177 県立厚生専門学院の実習風景

健学科 総合衛 昭 成 厚 成 機関 機関 生専 とし また、 和 几 消学院看護学科 生学院 + ては 0 が 0 新設、 設置 看護婦 Ė 開 設され 车 昭 が進 に 神戸 和 は 五十年に県立淡路高等看護学院の開設などが進められた。 <u>±</u> 四 め て保健婦 市 十三年に 助 られた。 長 産 の定員増、 保健婦 \mathbb{H} 区 婦 $\widehat{\pm}$ 県立 が 昭 看 $\widehat{\pm}$ 開設され 護 和 三新宮高等学校に看護学科 の 四 兀 婦 四十二年に県立厚生専門学院 養成が 等の医療従事者を確保するために、 干五 <u>±</u>, 年に県立 開 歯 始さ 科 衛 加 れ 生 活川 た。 士 0 病院 看 養成 0 護 開設、 を目指 に看護 婦 機 $\stackrel{\text{(+)}}{\pm}$ 関 (尼崎 写す学生 として県立 几 婦 0) + 市 \pm 県立 養 儿 また、 に 年 成 に 養 に 機 保 養

する修学資金貸付制度が開始され、 フ 面 の対応としては、 昭 和 四十四年に修学資金の金額が増額され 年 ゕ ら看護婦 \pm たほ 対

兵庫県内の医療従事者数 表38

区分	医師	歯科医師	薬剤師	看護婦(士)	准看護婦(士)
昭和42年	5,894	1,733	4,083	4,104	3,861
54	6,876	2,092	5,248	9,078	8,727

准

看護

婦 四

 $\widehat{\pm}$

数は二・二六倍となるなど、

県内

の医療従事者数は大きな増加

が

認め

ら

Ŧi.

+

年には六八七六人と一・一七倍に増加

した。

また、 数は

看護! 和四

婦

 $\widehat{\pm}$ 年

は二・二一倍、

(注)看護婦(士)、准看護婦(士)数は就業している者のみ

0 5 か、

活 は

崩 民 准

を図

るため

にナー

・スバ

ン

ク

の設置や子どもを持つ看護婦

 $\widehat{\pm}$

の

業を促進する

間

看

護婦 $\widehat{\pm}$

 $\widehat{\pm}$ を目

養成機関に対する助

成も行われるように

なり、

潜 就

在

看護

婦

 $\widehat{\pm}$

看

護 0

婦

指す学生に対する修学資金

の貸付も開始され

た。

昭

和

Ŧī.

+ 车

か

(『衛生統計年報』より作成)

ため

ó

公立病院内保育所の運営助成などの施策も進められ

これ

5

Ó

施策

0

結果、

この

蕳

に県内で従事する医師

昭

干二

0 数

五八

九

四四

人

か

婦

たが れ た。 看 昭和四十三年から五十一年までは准看護婦 護婦 \pm の

養成が進

め

られた結果、

Ŧi.

 $\widehat{\pm}$

数が看護婦

 $\widehat{\pm}$

数よりも多か

つ

十二年以降は看護婦

 \pm

数

が

准

看

 \pm 数を上回った。

保険 医 総辞退問 題

我 が 国 で は 昭 和 三十三年に 玉 民健 康 保険法 が

制 定さ れ 全て 0) 玉 民 が原則として公的 医療

保険

んどの都道府県で保険医総辞退に突入し、

医療機

出した。そして、七月一 五. 粛 た。 る七万二○○○人以上の は国民に大きな迷惑をかける」として、 退を行う方針を示した。 反発し、 から診療報 おける健康保険法改正の審議の中で、 た診療報酬が支払われる仕組みとなってい が患者に対して実施した診療行為ごとに国が定め が三十六年に実現した。 を呼び 月から六月に全国 昭 日本医師会はこれを「反社会保障的」として 和四十六年二月、 阻止することを目的として、 かけたが、 酬 の削減等を打ち出したメモが示され の開業医のほとんど全員とな 日本医師会はこれを拒否し、 中央社会保険医療協議会に 厚生省は「保険医総辞退 この制度では、 日から兵庫県を含むほ 医師が保険医辞退 保険医総辞 医師に自 部の委員 医療機関 届 る を提

> 関 を一貫して保障することなどが合意され、 の抜本的改正案を次期国会に提出し、 本医師会長と首相、 となった。 一で健康保険による診療が行われ この状態は一 厚生大臣との会談で医療保険 カ月間続けら ないという事 国民 れ たが 七月末 0 医 態 療 \exists

で収束した

に

加入して医療を受けることのできる国民皆保険

県民の医療に相当大きな影響があった。 約八億七○○○万円であっ 康保険における現金払い 日払いすることにより、 された。 療機関等では辞退することなく、保険医 医師会員の開業医が保険医を辞退したが、 か 兵庫県においても、 Ĺ 保険医総辞退が 健康保険においても保険者が療養費を即 三六〇〇人を超える兵庫 行われた一 被害の軽減が図られ の件数は二二万件以 たと報告され カ月間 屋療が継 てお 公的医 で、 Ł た 健 県

L